平成２１年（フ）第２９３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田３―10―18、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷437番地９、前住所埼玉県春日部市下柳195番地
債務者　下田　尚代
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
埼玉県草加市八幡町56番地２　ベルドゥムール草加八幡402号
債務者　笹原　敏春
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
埼玉県越谷市大字袋山1102番地７　第１正美荘205、旧住所埼玉県越谷市大字袋山2015番地１　コーポプラスパＡ―102
債務者　山中　芳克
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　Ｆ．Ｉ．Ｓ．越谷
債務者　那須野　守
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
千葉県船橋市印内３丁目29番２棟205号
債務者　長岡　亜希
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４８号
千葉市稲毛区長沼町184番地１　メゾンボナールＶ202号
債務者　大塚　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５８６号
千葉県浦安市堀江１丁目35番１号　共栄荘202
債務者　木村　孝洋
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６００号
千葉県習志野市東習志野１丁目１番１―502号
債務者　江口かおり
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６４３号
千葉市美浜区高洲４丁目４番２棟208号
債務者　古川　一夫
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２１１号
名古屋市西区那古野１丁目15番18号　那古野ビル南館402号
債務者　永石　庸恵
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４６１号
愛知県春日井市追進町２丁目23番地
債務者　折戸さおり
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４８３号
愛知県春日井市大手田西町１丁目14番地18　ラ・セゾン３Ｃ号
債務者　鵜飼　信弘
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５６４号
愛知県津島市神尾町字東之割108番地　秀島ビルクラスティーナ108　401号
債務者　櫻木　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６４７号
名古屋市千種区春里町２丁目44番地　春里第１ビル２Ｄ号
債務者　植田　好美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４号
愛知県一宮市萩原町萩原字西大畔91番地
債務者　青山　洋子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３３７号
愛知県岡崎市洞町字鷹野14番地72
債務者　出海　将之
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
愛知県安城市横山町毛賀知23番地１　マンションコーシン303
債務者　畑山　美子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係